

秦野市公共施設再配置計画

「小規模地域対応施設の無償譲渡方針」案



公共施設再配置推進課

平成 年 月

小規模地域対応施設の無償譲渡方針

1 方針策定の背景と趣旨

現在の全ての施設サービスを現状のまま維持し、継続していくことは、事実上不可能な時代がすぐそこまでやって来ています。

公共施設には、それぞれに大切な機能（役割）が存在します。本市の公共施設は、拡大する行政需要や市民ニーズに対応して整備を進めてきましたが、時代とともに市民ニーズは変化し、施設に求められる機能も変化します。

今後は、一つの機能のために一つの施設が必要という従来の考えから脱却（施設と機能を分離）し、「施設の維持」から「機能の維持」に発想を切替え、必要な施設の規模と機能を確保した中で、提供する市民サービスの質の向上に努めなければなりません。

本市においても、秦野市公共施設再配置計画において、公共施設の床面積を 2050 年までに 31.3%削減することとし、「児童館」や「老人いこいの家」といった小規模な地域対応施設は、ハコモノは廃止し、機能は地区の施設と複合化することを計画しています。

一方で「老人いこいの家」や「児童館」といった施設は、地域に根付き、地域と密接な関係を築いてきた施設であり、複合化や集約を進めることは、特に高齢社会下において利便性を損なうことになってしまいます。

しかし、ただ施設の廃止を待つだけでなく、地域が、施設について今一度見つめ直し、地域自らが必要としている公共的機能を担う施設として運営することで、一つの機能にこだわらない、地域のための施設が維持されるとともに、地域との協働による公的機能の維持・補完が図られ、身近な場所でのネットワークを構築することができます。

そこで、再配置計画に基づく、地域のための公共的機能を担う小規模地域対応施設の移譲にあたっては、積極的に移譲を進めるため、建物を無償譲渡することとし、受入れ団体の負担の軽減を図ります。

2 対象とする施設

(1) 老人いこいの家 5館

施設名	建物面積(m ²)	築年構造
かわじ荘	133	'72 W1
ほりかわ荘	132	'73 W1
くずは荘	99	'74 W1
あずま荘	125	'75 W1
すずはり荘	174	'78 W2

(2) 児童館 15館

施設名	建物面積(m ²)	築年構造
いずみ児童館	147	'65 W1
渋沢児童館	124	'67 W1
谷戸児童館	121	'68 W1
堀山下児童館	132	'69 W1
戸川児童館	213	'01 W2
沼代児童館	198	'99 W2
平沢児童館	141	'70 W1
千村児童館	141	'71 W1
北矢名児童館	143	'72 W1
横野児童館	147	'73 W1
柳川児童館	127	'74 W1
広畑児童館	188	'77 S1
西大竹児童館	147	'80 W1
三屋台児童館	194	'82 W1
堀川児童館	207	'87 W1

※ 公園に隣接し、利用者が5千人を超える児童館は、地域の子ども達への影響を配慮すると、移譲後の施設においても、特に児童館としての機能を残すことが望ましい施設です。

そこで、移譲後の施設においても、児童館の機能が維持できるかを検証した上で、移譲することとします。

3 小規模地域対応施設の無償譲渡方針

小規模地域対応施設の無償譲渡方針

1 小規模地域対応施設

この方針における小規模地域対応施設とは、秦野市公共施設再配置計画において、地域に移譲する施設として位置付けた「老人いこいの家」と「児童館」とする。

(1) 老人いこいの家 5館

かわじ荘	ほりかわ荘	くずは荘
あずま荘	すすはり荘	

(2) 児童館 15館

いずみ児童館	渋沢児童館	谷戸児童館
堀山下児童館	戸川児童館	沼代児童館
平沢児童館	千村児童館	北矢名児童館
横野児童館	柳川児童館	広畑児童館
西大竹児童館	三屋台児童館	堀川児童館

2 移譲後の施設の使用目的

自治会館として使用し、かつ、従前の設置目的の全部及び一部を継承し、又は、公益事業を実施するもの。

ただし、公園に隣接し、かつ、利用者が5千人を超える児童館は、地域の子ども達への影響を配慮すると、特に児童館の機能を残すことが望ましいことから、移譲前に、受入れ先による施設運営の試行等を実施し、移譲後の施設においても、児童館の機能が維持される運営が可能か検証を要する。

3 使用目的の機能維持期間

5年間を使用目的の機能を維持すべき期間とし、機能の維持に努めること。ただし、5年を超えて建物の償却期間が存する場合は、その期間を機能を維持すべき期間とする。

4 無償譲渡の相手方について

- (1) 認可地縁団体（地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体）
- (2) NPO法人を含む公益法人等

5 無償譲渡の対象とする財産

- (1) 建物及び付属物は、無償譲渡とする。ただし、一定の収益が見込める場合は減額譲渡とする。
- (2) 土地は、市有地の場合は無償貸付とする。しかし、過去に小規模地域対応施設等の建設を目的として寄付を受けた土地については、財産管理所管課との協議の上、無償譲渡できる場合がある。
- (3) 起債事業により設置した施設で、起債の償還が完了していない施設、又は、国、県の補助事業により設置した施設等で、財産の処分制限期間を超えていない施設については、財政所管課との協議を要する。

6 譲渡に伴う一切の経費

譲渡に伴う一切の経費は、受入れ団体が負担する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

7 維持管理に係る費用について

譲渡後の維持管理経費は、受入れ団体が負担する。ただし、一定の要件を満たす修繕等については、既定の補助制度により支援する。

8 財産の管理

受入れ団体は、機能を維持する期間内においては、当該財産を善良な管理の下で維持するものとし、次に該当する場合は市長の承認を受けること、または時価相当額を支払うこと

- (1) 当初の目的以外に使用する場合
- (2) 譲渡又は交換する場合
- (3) 貸し付け又は担保に供する場合

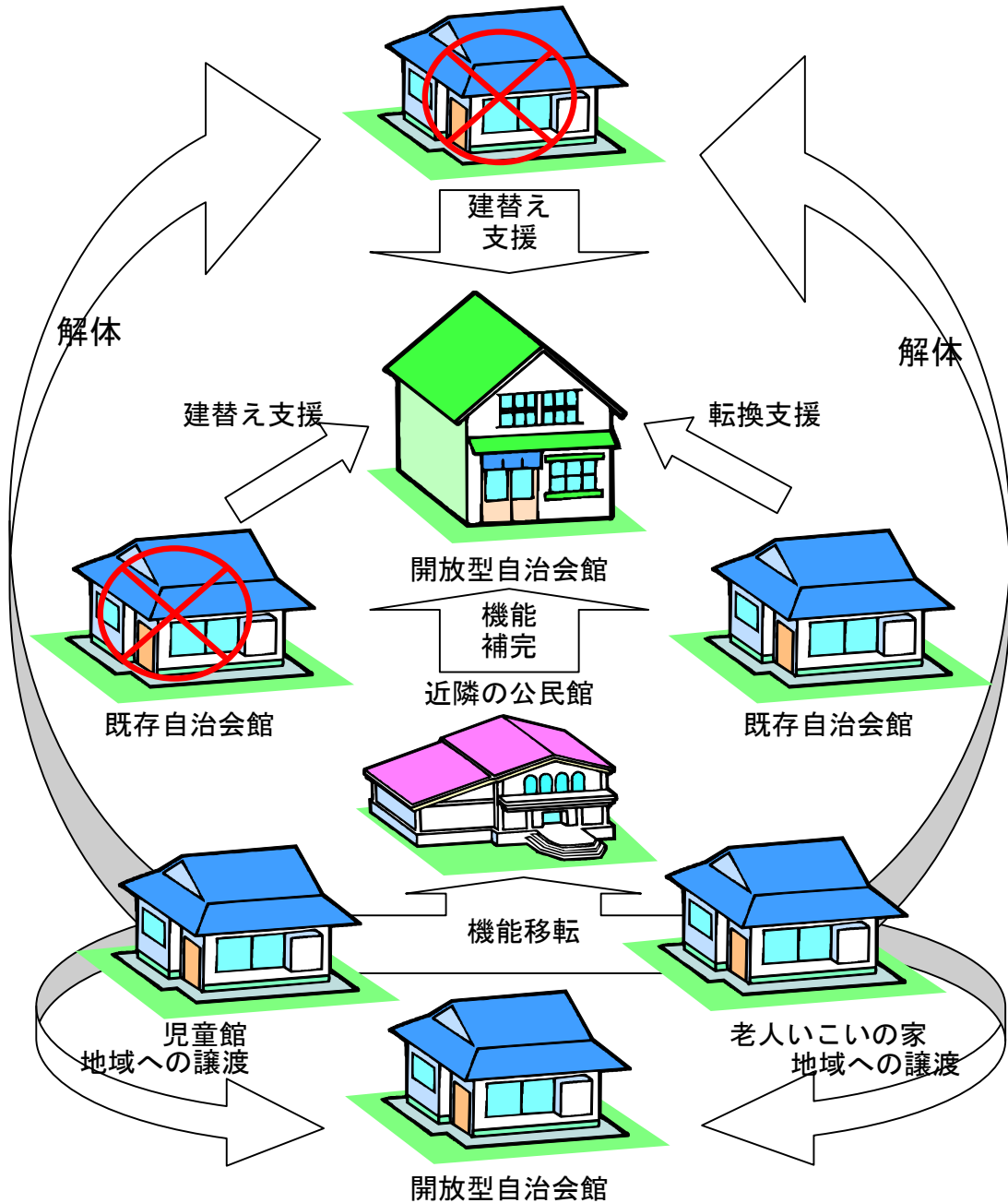
9 議会の議決、条例改正

地縁団体等に市有財産を無償譲渡する場合は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議会の議決を要する。

4 秦野市公共施設再配置計画による位置付け

シンボル事業③ 小規模地域施設の移譲と開放

《児童館・老人いこいの家の地域への譲渡と自治会館の開放型への誘導》



メリット①

小規模な地域対応型の施設は、地域による独立した運営を行うことにより、地域の実情に合わせた、独自性のある運営が可能となる。

メリット②

自治会館を開放型とすることにより、公の施設の貸部屋で行われていたサークル活動を行うことができるようになり、公の施設の機能を補完することができるようになるとともに、維持管理に係る財源を得ることができるようになる。

メリット③

高齢化社会下における身近な場所での貸部屋機能のネットワーク拡大が可能となる。

4 福祉施設

(2) 高齢者用施設

老人いこいの家

【基本計画及び実行プラン】

再配置の方向性と計画内容	第1期基本計画(H23~H32)					
	前期実行プラン					後期
	H23	H24	H25	H26	H27	
① [シンボル事業③] 小規模地域施設の移譲と開放 地域の施設として地域に譲り渡し、地域の特性に応じて自由に運営し、必要に応じて行政が援助		●	●	●	●	●

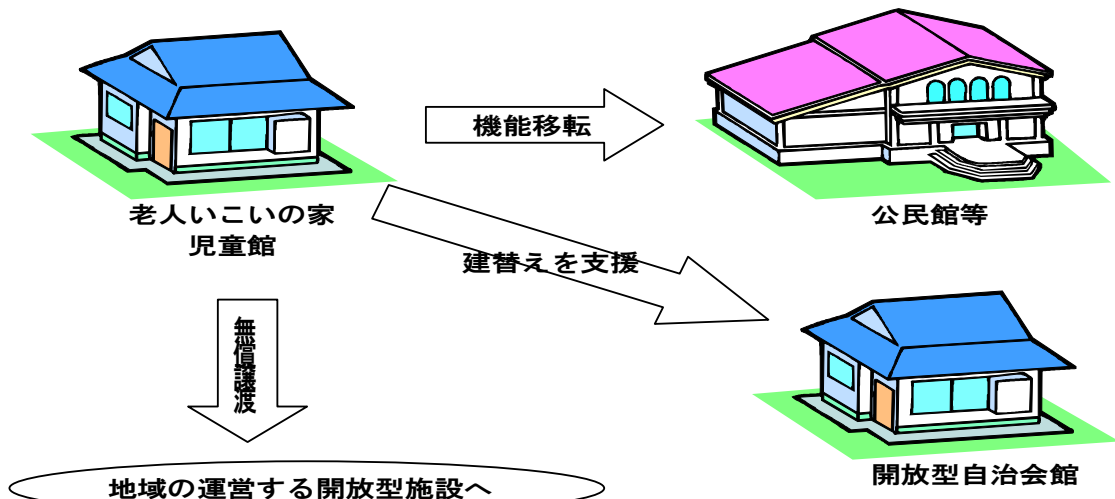
2 生涯学習施設

(2) 青少年用施設

児童館

【基本計画及び実行プラン】

再配置の方向性と計画内容	第1期基本計画(H23~H32)					
	前期実行プラン					後期
	H23	H24	H25	H26	H27	
① 施設の老朽化の度合いや周辺の施設配置などを考慮しながら、近隣の公民館等へ児童館の機能を順次移転	○	○	○	○	○	○
② [シンボル事業③] 小規模地域施設の移譲と開放 地区会館等の機能を担ってきた施設は、地域への譲渡又は地区会館等としての建替えを支援		●	●	●	●	●
③ 児童ホームとの統合など、新しいタイプの児童の放課後スペースの機能設置を検討	>	>	>	>	>	>



5 小規模地域対応施設の移譲に係る仕分けフロー

小規模地域対応施設の移譲にあたっては、次のフローに基づくとします。

